**◎新潟県教育委員会告示第３号**

新潟県公立学校教職員履歴書取扱規程（昭和53年３月新潟県教育委員会告示第３号）の一部を次のように改正し、平成26年４月１日から実施する。

平成26年３月７日

新潟県教育委員会

委員長　　栗　田　　修　行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr>
<td>
（趣旨）<br>
**第１条**　この規程は、新潟県公立学校（以下「学校」という。）の教職員の任免、服務、給与その他人事管理上必要な事項の記録及び整理並びに保管等教職員の履歴書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。<br><br>
**別表**<br>
記入要領
<table>
<tr><th>区分</th><th>欄名</th><th>記入要領</th></tr>
<tr><td rowspan="3">甲号<br>（表）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>本籍</td><td>戸籍上の本籍<u>（県内の場合は市町村名、県外の場合は都道府県名まで）を</u>記入する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
（注）　（略）
</td>
<td>
（趣旨）<br>
**第１条**　この規程は、新潟県公立学校（<u>県立新潟女子短期大学を除く。</u>以下「学校」という。）の教職員の任免、服務、給与その他人事管理上必要な事項の記録及び整理並びに保管等教職員の履歴書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。<br><br>
**別表**<br>
記入要領
<table>
<tr><th>区分</th><th>欄名</th><th>記入要領</th></tr>
<tr><td rowspan="3">甲号<br>（表）</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>本籍</td><td>戸籍上の本籍<u>を番地まで</u>記入する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
（注）　（略）
</td>
</tr>
</table>